

事 務 連 絡

平成 30 年 3 月 5 日

農林水産省大臣官房統計部

経営・構造統計課センサス統計室長 殿

総務省政策統括官（統計基準担当）付

人口・社会・農林水産統計担当統計審査官

漁業センサスについて留意が必要な事項について

漁業センサスの変更に係る統計委員会答申（平成 30 年 2 月 20 日付け統計委第 5 号）を踏まえ、集計結果の公表に当たっては、下記のことにご留意願います。

記

- 1 漁業経営体における漁業の操業状況や経営状況等について詳細に把握することから、集計事項が大幅に増加する中、報告者が特定されないための十分な秘匿処理を行いつつ、地域別・漁業種類別等に関する地域統計の充実化を図ること。その際、次回調査に向けて検討や見直しを行うべき事項があれば整理すること。
- 2 一定数の漁業経営体が農業を営んでいるのであれば、個別産業を分析する上でも重要な情報となることから、漁業と農業の兼業状況に関する統計の充実を検討すること。

なお、上記の対応状況等については、今回の漁業センサスの詳細結果の公表後、速やかにご報告いただきますよう、お願いします。